

■新旧対比表（入札説明書等） 令和8年4月公表版からの変更箇所

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和8年4月公表）	変更理由
1	事業契約書（案）	8	第30条第2項 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務対価の10分の1以上としなければならない。	第30条第2項 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4号において「保証の額」という。）は、業務対価の10分の1以上としなければならない。	誤記の修正
2	事業契約書（案）	26	第66条第1項 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務完了の時期（ <u>最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末</u> ）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託した後「公共工事の前払金に関する規則」（昭和28年大阪市規則第32号）及び大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項に基づき、発注者に対して前払金の支払いを請求することができる。ただし、 <u>各会計年度</u> の前払金の支払限度額は、当該 <u>会計年度</u> に係る単年度事業計画書に記載される設計業務の出来高予定額に対して算定する。	第66条第1項 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託した後「公共工事の前払金に関する規則」（昭和28年大阪市規則第32号）及び大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項に基づき、発注者に対して前払金の支払いを請求することができる。ただし、 <u>各事業年度</u> の前払金の支払限度額は、当該 <u>事業年度</u> に係る単年度事業計画書に記載される設計業務の出来高予定額に対して算定する。	内容の再精査
3	事業契約書（案）	26	第66条第3項 受注者は、前払金の受領後、設計業務の内容の変更その他理由により、業務対価のうち設計費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち設計費の部分の金額が当初のそれより2割以上増加した場合において、その増加した額のうち当該会計年度に係る部分の増加額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	第66条第3項 受注者は、前払金の受領後、設計業務の内容の変更その他理由により、業務対価のうち設計費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち設計費の部分の金額が当初のそれより2割以上増加した場合において、その増加した額に係る部分の増加額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	内容の再精査
4	事業契約書（案）	26	第66条第4項 受注者は、設計図書の変更その他の理由により、業務対価のうち設計費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち設計費の部分の金額が当初業務対価のうち設計費の部分の金額の2割以上減少した場合において、その減少した額のうち当該会計年度に係る部分の減少額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額（以下「超過額」という。）を業務対価が減額された日から30日以内に発注者に返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第69条の2の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。	第66条第4項 受注者は、設計図書の変更その他の理由により、業務対価のうち設計費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち設計費の部分の金額が当初業務対価のうち設計費の部分の金額の2割以上減少した場合において、その減少した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額（以下「超過額」という。）を業務対価が減額された日から30日以内に発注者に返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第69条の2の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。	内容の再精査

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和８年４月公表）	変更理由
5	事業契約書（案）	27	第 66 条第 8 項 前各項の規定にかかわらず、各<u>会計</u>年度の末日において、各<u>会計</u>年度の末日における設計業務の出来高が、当該<u>会計</u>年度の末日までの出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで翌<u>会計</u>年度の前払いの支払いを請求することはできないものとする。<u>この場合、受注者は、設計業務の出来高が当該会計年度末までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度に係る保証契約の保証期限を延長しなければならない。保証期限の延長後の保証証書その他発注者が必要とする認める書類を、速やかに発注者に寄託しなければならない。</u>	第 66 条第 8 項 前各項の規定にかかわらず、各<u>事業</u>年度の末日において、当該<u>事業</u>年度の末日における設計業務の出来高が、当該<u>事業</u>年度の末日までの出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで翌<u>事業</u>年度の前払いの支払いを請求することはできないものとする。	内容の再精査
6	事業契約書（案）	30	第 72 条第 1 項 受注者の責に帰すべき事由により別紙 2 に定める設計期間内に設計業務を完了することができない場合において、受注者が発注者に対し合理的な理由により設計期限の延期を求め、発注者がこれを承諾したときは、<u>受注者は、</u>履行遅滞に陥らず、これに基づく債務不履行責任を負わないものとする。	第 72 条第 1 項 受注者の責に帰すべき事由により別紙 2 に定める設計期間内に設計業務を完了することができない場合において、受注者が発注者に対し合理的な理由により設計期限の延期を求め、発注者がこれを承諾したときは、<u>発注者は、</u>履行遅滞に陥らず、これに基づく債務不履行責任を負わないものとする。	誤記の修正
7	事業契約書（案）	34	第 83 条第 1 項 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期<u>（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）</u>を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後「公共工事の前払金に関する規則」（昭和 28 年大阪市規則第 32 号）及び大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項に基づき、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、各<u>会計</u>年度の前払金の支払限度額は、当該<u>会計</u>年度に係る単年度事業計画書に記載される施工業務の出来高予定額に対して算定する。	第 83 条第 1 項 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後「公共工事の前払金に関する規則」（昭和 28 年大阪市規則第 32 号）及び大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項に基づき、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、各<u>事業</u>年度の前払金の支払限度額は、当該<u>事業</u>年度に係る単年度事業計画書に記載される施工業務の出来高予定額に対して算定する。	内容の再精査
8	事業契約書（案）	35	第 83 条第 5 項 受注者は、前払金の支払い後において、設計図書の変更その他理由により、業務対価のうち工事費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち工事費の部分の金額が当初のその 2 割以上増加した場合において、その増加した額<u>のうち当該会計年度に係る部分の増加額</u>に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。	第 83 条第 5 項 受注者は、前払金の支払い後において、設計図書の変更その他理由により、業務対価のうち工事費の部分の金額を変更した結果、変更後の業務対価のうち工事費の部分の金額が当初のその 2 割以上増加した場合において、その増加した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。	内容の再精査

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和８年４月公表）	変更理由
9	事業契約書（案）	35	第 83 条第 6 項 受注者は、前項の変更の結果、変更後の業務対価のうち工事費の部分の金額が当初のその 2 割以上減少した場合において、その減少した額の<u>うち当該会計年度に係る部分の減少額</u>に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額（以下「超過額」という。）を業務対価が減額された日から 30 日以内に発注者に返還しなければならない。<u>ただし、本項の期間内に第 88 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</u>	第 83 条第 6 項 受注者は、前項の変更の結果、変更後の業務対価のうち工事費の部分の金額が当初のその 2 割以上減少した場合において、その減少した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額（以下「超過額」という。）を業務対価が減額された日から 30 日以内に発注者に返還しなければならない。	内容の再精査
10	事業契約書（案）	35	第 83 条第 9 項 前各項の規定にかかわらず、各<u>会計</u>年度の末日において、各<u>会計</u>年度の末日における施工業務の出来高が、当該<u>会計</u>年度の末日までの出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで翌<u>会計</u>年度の前払いの支払いを請求することはできないものとする。<u>この場合、受注者は、施工業務の出来高が当該会計年度末までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度に係る保証契約の保証期限を延長しなければならない、保証期限の延長後の保証証書その他発注者が必要とする認める書類を、速やかに発注者に寄託しなければならない。</u>	第 83 条第 9 項 前各項の規定にかかわらず、各<u>事業</u>年度の末日において、当該事業年度の末日における施工業務の出来高が、当該<u>事業</u>年度の末日までの出来高予定額に達していないときは、当該出来高予定額に達するまで翌<u>事業</u>年度の前払いの支払いを請求することはできないものとする。	内容の再精査
11	事業契約書（案）	41	第 95 条 受注者の責めにより総合評価の項目に関する技術提案書のとおり業務の履行がなされなかったと判断された場合は、受注者は発注者に対し、以下に定める<u>点差</u>に応じた金額を契約不履行の違約金として支払わなければならない。また、併せて当該成績評定を減じる措置を行う。 $\text{違約金（税抜き）} = \frac{A - \frac{B + C_2}{B + C_1}}{\times A}$ ただし、A : 当初の入札金額（税抜き） B : 標準点（100 点） C 1 : <u>入札時の提案内容に基づく加算点</u> C 2 : <u>提案内容のとおり設計施工できなかった場合の加算点</u> * 計算の過程で小数点第 4 位未満を切り捨てる。 * 違約金は円未満を切り捨てる。	第 95 条 受注者の責めにより総合評価の項目に関する技術提案書のとおり業務の履行がなされなかったと判断された場合は、受注者は発注者に対し、以下に定める<u>落札時の技術評価点との点差</u>に応じた金額を契約不履行の違約金として支払わなければならない。また、併せて当該成績評定を減じる措置を行う。 $\text{違約金（税抜き）} = \frac{B + C_2}{B + C_1} \times A$ ただし、A : 当初の入札金額（税抜き） B : 標準点（100 点） C 1 : <u>落札時点の技術評価点</u> C 2 : <u>履行結果の技術評価点</u> * 計算の過程で小数点第 4 位未満を切り捨てる。 * 違約金は円未満を切り捨てる。	誤記の修正及び内容の再精査

No.	ドキュメント名称	頁	新	旧（令和８年４月公表）	変更理由
12	事業契約書（案）	63	第 148 条第 6 項 第 144 条、第 144 条の 3、第 145 条から第 146 条の 3 までの規定により本契約を解除する場合において、発注者が求めた場合は、受注者は、速やかに維持管理業務を、発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、<u>維持管理業務</u>を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。なお、受注者は、発注者が求めた場合には、発注者が求めた日から 30 日以内に、発注者が要求する水準を満たす、本施設の維持管理業務を遂行する能力を有する引継事業者を確保した上で、発注者に紹介するものとする。	第 148 条第 6 項 第 144 条、第 144 条の 3、第 145 条から第 146 条の 3 までの規定により本契約を解除する場合において、発注者が求めた場合は、受注者は、速やかに維持管理業務を、発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、<u>発注者又は維持管理業務</u>を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。なお、受注者は、発注者が求めた場合には、発注者が求めた日から 30 日以内に、発注者が要求する水準を満たす、本施設の維持管理業務を遂行する能力を有する引継事業者を確保した上で、発注者に紹介するものとする。	誤記の修正
13	事業契約書（案）	65	第 154 条 受注者の責めにより総合評価の項目に関する技術提案書のとおり業務の履行がなされなかったと判断された場合は、受注者は発注者に対し、以下に定める<u>点差</u>に応じた金額を契約不履行の違約金として支払わなければならない。 $\text{違約金（税抜き）} = \frac{A - \frac{B + C_2}{B + C_1}}{1} \times A$ ただし、A ： 当初の入札金額（税抜き） B ： 標準点（100 点） C 1 ： <u>入札時の提案内容に基づく加算点</u> C 2 ： <u>提案内容のとおり設計施工できなかった場合の加算点</u> * 計算の過程で小数点第 4 位未満を切り捨てる。 * 違約金は円未満を切り捨てる。	第 154 条 受注者の責めにより総合評価の項目に関する技術提案書のとおり業務の履行がなされなかったと判断された場合は、受注者は発注者に対し、以下に定める<u>落札時の技術評価点との点差</u>に応じた金額を契約不履行の違約金として支払わなければならない。 $\text{違約金（税抜き）} = \frac{B + C_2}{B + C_1} \times A$ ただし、A ： 当初の入札金額（税抜き） B ： 標準点（100 点） C 1 ： <u>落札時点の技術評価点</u> C 2 ： <u>履行結果の技術評価点</u> * 計算の過程で小数点第 4 位未満を切り捨てる。 * 違約金は円未満を切り捨てる。	誤記の修正及び内容の再精査